

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 2 月 27 日 (火) 第 493 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 2
- 都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 2
- 都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 2

公 告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (管財課取扱い) 3
- 落札者等の公告 (3件) (管財課取扱い) 4

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 (※) (特別支援教育課取扱い) 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 5

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 7

奄美大島海区漁業調整委員会指示

- シラヒゲウニの採捕についての指示 (奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 8
- アサヒガニの採捕についての指示 (奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第121号

令和 5 年 11 月 28 日 鹿児島県告示第 868 号 (以下「告示第 868 号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 189 条の規定により、その通知の内容をさつま町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 6 年 2 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

所在が不明な者の氏名又は名称	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
きらら公民会	薩摩郡さつま町泊野字土地748番1, 748番5, 字狩集1763番1, 1763番4	告示第868号の変更後の指定施業要件のとおり
下野登, 肝付兼光, 高峰泰助, 高峰美浦, 高峯俊治, 高野榮, 三腰伊佐夫, 三腰義明, 三腰初右衛門, 三腰初二, 三腰知憲, 三腰忍, 三腰平, 三腰末光, 三腰隆満, 三腰良信, 三腰國光, 三腰實, 三腰廣美, 酒匂守, 松下英二雄, 川平ユ	薩摩郡さつま町泊野字高峯5213番8	

キ, 川平文生, 帖佐勝英, 帖佐平七, 帖佐又男, 本田一彦, 本田喜儀, 本田義徳, 本田正人, 本田豊	
徳丸菊次	薩摩郡さつま町二渡字吐合5988番1から5988番3まで
富澤博	薩摩郡さつま町白男川本屋敷3845番6

鹿児島県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年2月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	下手山田帖佐線	始良市下名字六ノ坪1097番1地先から同市下名字西田24番4地先まで	前	6.9~33.1	512.4
			前	10.3~33.7	520.5
			後	10.3~33.7	520.5

鹿児島県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和6年2月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	下手山田帖佐線	始良市下名字敷田1058番17地先から同市下名字西田24番4地先まで	令和6年2月27日

鹿児島県告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年2月27日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画公園
 - (2) 名称 7・4・2号武岡公園
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりいちき串木野市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 串木野都市計画市場
 - (2) 名称 日置北部公設地方卸売市場
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 6 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 6 年 2 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 調達をする特定役務の種類
 - (1) システム開発業務（システム開発及びプログラム作成）
 - (2) コンピュータ関連保守業務（システムの保守管理）
 - (3) O A 機器賃貸業務（O A 機器の賃貸）
 - (4) 空気調和設備賃貸業務（空気調和設備の賃貸）
 - (5) 旅客運送業務（スクールバスの運行）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3828
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
令和 6 年 2 月 28 日から同年 3 月 28 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入

札に間に合わないことがある。

- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
資格審査要綱第 5 条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
 - (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
 - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。
 - 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年 2 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その 4 (22施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 4,565,165キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 6 年 2 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ワット
薩摩川内市高江町2918番地 1
- 5 落札金額
予想使用電力料金 113,089,658円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 5 年 12 月 19 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年 2 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その 5 (20施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 4,254,869キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 6 年 2 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ワット
薩摩川内市高江町2918番地 1

- 5 落札金額
予想使用電力料金 106,378,888円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 5 年 12 月 19 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
令和 6 年 2 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県有施設その 9 (12施設) で使用する電気
年間予想使用電力量 3,488,132キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 6 年 2 月 14 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ワット
薩摩川内市高江町2918番地1
- 5 落札金額
予想使用電力料金 83,270,922円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 5 年 12 月 19 日

教育委員会規則

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年 2 月 27 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第 2 号

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則
鹿児島県立特別支援学校学則 (昭和31年鹿児島県教育委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

別表鹿児島県立皆与志特別支援学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会告示**鹿児島県選挙管理委員会告示第 2 号**

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定による設立の届出があった政治団体、法第 7 条第 1 項の規定による異動の届出があった政治団体、法第 17 条第 1 項の規定による解散の届出があった政治団体、法第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第 3 項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、

次のとおりである。

令和 6 年 2 月 27 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
うかりともえ後援会	鵜狩 友江	鵜狩 友江	鹿児島市下荒田 1-6-23-2 F	令和 6 年 1 月 30 日
大木ひかる後援会	大木 晃	大木 尚子	鹿児島市常盤一丁目 22-1	令和 6 年 1 月 9 日
甲斐ひろのぶ後援会	甲斐 広宣	甲斐 夏美	鹿児島市薬師二丁目 18-1	令和 6 年 1 月 10 日
上入佐あゆみ後援会	上入佐 あゆみ	上入佐 創	鹿児島市小野三丁目 19-11	令和 6 年 1 月 10 日
小南まさゆき後援会	小南 将之	小南 美幸	鹿児島市日之出町 13-15	令和 6 年 1 月 10 日
戦争しない国づくり応援団	横山 富美子	横山 富美子	霧島市国分清水一丁目 22 番 26 号	令和 6 年 1 月 25 日
本田かずき後援会	本田 和輝	本田 昌子	鹿児島市西伊敷 3-9-16	令和 6 年 1 月 19 日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党鹿児島第二総支部	村野 俊作	主たる事務所の所在地	鹿児島市谷山中央三丁目 4664-2	鹿児島市谷山中央 7-8-16	令和 6 年 1 月 10 日
自由民主党日吉支部	長倉 浩二	主たる事務所の所在地	日置市日吉町日置 341-1	日置市日吉町日置 1149	令和 6 年 1 月 23 日
		代表者の氏名	長倉 浩二	田畑 純二	
		会計責任者の氏名	田麦 雅之	立宅 辰男	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
いくむら清徳を支援する市民の会	牧 克彦	代表者の氏名	牧 克彦	増山 辰夫	令和 6 年 1 月 1 日
池田ゆうせい後援会	池田 祐晟	政治団体の名称	池田ゆうせい後援会	次世代薩摩池田ゆうせい後援会	令和 6 年 1 月 25 日
		主たる事務所の所在地	鹿児島市上之園町 15-9-901	鹿児島市吉野町 9679-2-1202	
鹿児島の未来をつくる会	福元 昭弘	主たる事務所の所在地	鹿児島市山之口町 1-30 I	鹿児島市鴨池新町 5-6 鹿	令和 5 年 12 月 11 日

			d e h a r a - B L D 701 号	児島県プロパ ンガス会館 407号	
むらの俊作後援会	村野 俊作	主たる事務所 の所在地	鹿児島市谷山 中央三丁目 4664-2	鹿児島市谷山 中央七丁目8 -16	令和6年 1月30日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
金子万寿夫後援会	鹿児島市大黒町3-16 下川ビル201	金子 万寿夫	令和5年12月28日
川添こうき後援会	薩摩川内市東郷町斧渕 9407番地4	宮内 寛二	令和5年12月31日
くわ畑あき彦後援会	薩摩川内市西向田町3 -17	中村 吉治	令和5年12月31日
田口幸一後援会	始良市池島町34-13	山中 征男	令和5年12月31日
確かな曾於市をつくる 会	曾於市大隅町大谷5761 -2	橋元 孝一	令和5年12月20日
徳留くにはる後援会	垂水市牛根境1496	徳留 博邦	令和5年4月30日
とまりしげみ後援会	肝属郡東串良町池之原 2526-1	大村 教男	令和5年4月30日
松崎洋美後援会	阿久根市折口1747-35	松崎 洋美	令和5年12月31日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の 氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体 の名称	主たる事務所の 所在地	指 定 年月日
甲斐 広宣	甲斐 広宣	鹿児島市議 会議員	甲斐ひろのぶ 後援会	鹿児島市薬師二 丁目18-1	令和6年 1月10日
上入佐 あゆ み	上入佐 あゆ み	鹿児島市議 会議員	上入佐あゆみ 後援会	鹿児島市小野三 丁目19-11	令和6年 1月10日
小南 将之	小南 将之	鹿児島市議 会議員	小南まさゆき 後援会	鹿児島市日之出 町13-15	令和6年 1月10日

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
金子 万寿夫	金子万寿夫後援会	令和5年12月28日
松崎 洋美	松崎洋美後援会	令和5年12月31日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第22号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和6年2月27日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P牙狼11～冴島大河～XX-M A	株式会社サンセイアール アンドディ	3P1630
ぱちんこ遊技機	PバイオハザードRE2L9YZ	株式会社アムテックス	3P1573

	4		
回胴式遊技機	S キンノカボチャ A A	株式会社バルテック	3S1654
回胴式遊技機	L 賞金首 A n g e l N D	ネット株式会社	3S1608

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第 5 - 2 号

奄美大島海区におけるシラヒゲウニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和 6 年 2 月 27 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

- 1 殻径制限
殻径（トゲを除いた殻の直径）5.5センチメートル以下のシラヒゲウニを採捕してはならない。
- 2 禁止期間
9月1日から翌年6月30日までの間は、シラヒゲウニを採捕してはならない。
- 3 適用除外
1及び2の規定については、次に掲げる者であって、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、適用しない。
(1) 試験研究の用に供しようとする者
(2) 増養殖（移植を含む。）の用に供しようとする者
(3) その他委員会が特に認める者
- 4 承認証の交付
委員会は、3の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。
- 5 承認証の携帯
3の承認を受けた者は、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。
- 6 承認の取消し
委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、3の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。
- 7 取扱要領
この指示に定めるもののほか、シラヒゲウニの採捕承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「シラヒゲウニの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。
- 8 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

奄美大島海区漁業調整委員会指示第 5 - 3 号

奄美大島海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和 6 年 2 月 27 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

- 1 体長制限
甲長 8 センチメートル以下のアサヒガニは採捕してはならない。
- 2 禁止期間
5月1日から7月31日まではアサヒガニを採捕してはならない。
- 3 指示の有効期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。